

- ▷ 対象職員が単独で実施した鑑定643件(DNA型鑑定632件、その他の鑑定11件)のうち、特別監察において不適切な取扱いが確認されなかったものには、DNA型鑑定が393件(※)、DNA型鑑定以外の鑑定が11件あり、このうちDNA型鑑定393件には、「犯罪捜査目的」のものが340件(※)、「犯罪捜査目的以外」のものが53件あった。DNA型鑑定以外の鑑定11件については全て「犯罪捜査目的」であった。それらの内訳は次のとおりであった。
- ▷ なお、これらのDNA型鑑定393件とDNA型鑑定以外の鑑定11件については、不適切な取扱いが確認されなかったものであり、対象職員による不適切な取扱いによる捜査・公判への影響等は生じていない。

○DNA型鑑定 393件(※)

【犯罪捜査目的 340件(※)】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 150件(※)

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や犯人の侵入口を拭ったガーゼ片等についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 116件

犯人以外に被害者や犯人でないことが明らかな参考人のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者や参考人由来のDNA型を選別するため、被害者や参考人の口腔内細胞等を鑑定資料として、被害者や参考人のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 74件

死体を拭ったガーゼ片や死体の近くにあったタバコの吸い殻等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 53件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 40件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 13件

行方不明者が使用していた歯ブラシや行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

○その他の鑑定 11件

【犯罪捜査目的 11件】

VI 犯人等を特定し、検挙するための鑑定 8件

犯人や被害者に由来する可能性があるものとして犯行現場等から採取した資料が、血液や精液、毛髪、尿といったヒト由来のものであるかなどについて鑑定を行い、犯人や犯罪事実等を特定することを目的としていたもの。

VII 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断を行うための鑑定 3件

死者方から採取されたティッシュペーパーに精液が付着しているかや、死者が服毒したとみられる除草剤容器に唾液が付着しているか、畑から発見された骨が人骨であるかについて鑑定を行い、第三者の関与の有無等を確認することを目的としていたもの。

※ 佐賀県警察において不適切と判断されていたが、特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった1件(分類表番号A【I-1②】16)を含む。